

漁船漁業職種(いか釣り漁業)

作業の定義	いか釣り漁船及びいか釣り漁具を使用して、イカを捕獲する漁業をいう。 ※漁船漁業職種は海上作業という特殊性を有するため、漁業界独自の監理体制を取っておりますので、実習制度を利用する前に必ず大日本水産会までご相談下さい。 漁獲方法・漁獲物によっては移行対象職種・作業とはならない可能性があります。		
必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)	技能実習1号	技能実習2号	技能実習3号
	(1)いか釣り漁業 ①漁具の製作・補修作業 1. まき結び作業 2. もやい結び作業 3. アイスブライス作業 4. 釣糸(テグス)の良否判断作業 5. 一連のいか釣り具の製作作業  ②漁具・漁労機械の操作作業 1. 自動いか釣り機の水深設定作業  ③漁獲物の処理作業 1. 漁獲したイカの種類分け作業 2. 漁獲したイカのサイズ分け作業 3. 冷凍パン立て作業	(1)いか釣り漁業 ①漁具の製作・補修作業 1. まき結び作業 2. もやい結び作業 3. いかり結び作業 4. ロープの端留め(バックスブライス)作業 5. 本目結び作業 6. かえる又結び作業 7. アイスブライス作業 8. ショートブライス作業 9. ロングブライス作業 10. 釣糸(テグス)の良否判断作業 11. いか針(いか角)良否の判断作業 12. より戻し、錘(分銅)の良否の判断作業 13. 一連のいか釣り具の製作作業 14. いか釣り具をいか釣り機にセットする作業  ②漁具・漁労機械の操作作業 1. GPSを使用し、漁場を決める作業 2. 魚群探知機の魚群探索作業 3. 魚群探知機の測深(海底の深さ測定)作業 4. 集魚灯の管理作業 5. シーアンカー(バラアンカー)用ウインチ等の操作作業 6. 自動いか釣り機の水深設定作業  ③漁獲物の処理作業 1. 漁獲したイカの種類分け作業 2. 漁獲したイカのサイズ分け作業 3. 漁獲したイカの解体処理作業 4. 漁獲したイカの凍結処理作業 5. 冷凍パン立て作業 6. 凍結処理したイカを冷凍パンから外す処理作業 7. イカの生出荷用箱詰め作業	(1)いか釣り漁業 ①漁具の製作・補修作業 1. まき結び作業 2. もやい結び作業 3. いかり結び作業 4. ロープの端留め(バックスブライス)作業 5. 本目結び作業 6. かえる又結び作業 7. アイスブライス作業 8. ショートブライス作業 9. ロングブライス作業 10. 釣糸(テグス)の良否判断作業 11. いか針(いか角)良否の判断作業 12. より戻し、錘(分銅)の良否の判断作業 13. 一連のいか釣り具の製作作業 14. いか釣り具をいか釣り機にセットする作業  ②漁具・漁労機械の操作作業 1. GPSを使用し、漁場を決める作業 2. 魚群探知機の魚群探索作業 3. 魚群探知機の測深(海底の深さ測定)作業 4. 集魚灯の管理作業 5. シーアンカー(バラアンカー)用ウインチ等の操作作業 6. バラアンカーの投入作業 7. スバンカーの展開作業 8. 自動いか釣り機の水深設定作業 9. いか釣り機の洋上メンテナンス作業 10. ロープの巻き上げ作業  ③漁獲物の処理作業 1. 漁獲したイカの種類分け作業 2. 漁獲したイカのサイズ分け作業 3. 漁獲したイカの解体処理作業 4. 漁獲したイカの凍結処理作業 5. 冷凍パン立て作業 6. 凍結処理したイカを冷凍パンから外す処理作業 7. イカの生出荷用箱詰め作業 8. 魚船の温度管理作業
(2)安全衛生作業 ① 雇入れ時の安全衛生教育 ② 乗船時の安全衛生教育 ③ 作業開始前の安全装置等の点検作業 ④ 漁船漁業職種に必要な整理整頓作業 ⑤ 漁船漁業職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑥ 保護具の着用と服装の安全点検・収納作業 ⑦ 保護具の装着、収納の必要性理解及び指導の実施 ⑧ 安全装置の使用等による安全作業 ⑨ 労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑩ 異常時及び事故発生時の応急処置作業の習得 ⑪ 操業時の事故(転倒、海中転落、落下物、噛みつかれ等)防止 ⑫ 消火器による初期消火作業	※		
関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。) (1)関連作業 ①水揚げ作業の準備 ②水揚げ作業(陸上選別を含む。) ③陸上での漁具製作・補修作業 ④陸上での漁労機器点検作業 (2)周辺作業 ①出港時の漁具積み込み作業 ②帰港時の漁具積み下ろし作業 ③船体補修作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ			
使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。) 特になし			
使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。) ①漁労機械類(1. は必ず使用し、他は必要に応じて使用すること) 1. いか釣り漁船 2. 自動いか釣り機 3. 巻き上げリール 4. いか受け台(流し) 5. シューター ②漁具類(1. は必ず使用し、他は必要に応じて使用すること) 1. いか角(いか針) 2. 錘(分銅) 3. 釣糸(テグス) 4. より戻し 5. 冷凍パン	6. シーアンカー(バラアンカー) 7. スバンカー 8. 集魚灯 9. 魚群探知機 10. GPS 6. 魚箱(発泡スチロール箱) 7. 漁具等仕様書	11. 自記水温計 12. ベルトコンベアー 13. グレーズタンク 14. 冷結庫 15. 手動式選別機	16. 自動式選別機
製品の例(該当するものを選択すること。) 1. スルメイカ(マイカ) 2. アカイカ(ムラサキイカ) 3. ヤリイカ	4. ケンサキイカ 5. コウイカ(スミイカ)		
移行対象職種・作業とはならない作業 1. 関連作業及び周辺作業のみの場合			